

別表第一号 ダイアルパルスの条件（第12条第1号関係）

第1 ダイアルパルス数

ダイアル番号とダイアルパルス数は同一であること。ただし、「0」は、10パルスとする。

第2 ダイアルパルスの信号

ダイアルパルスの種類	ダイアルパルス速度	ダイアルパルスメーク率	ミニマムポーズ
10パルス毎秒方式	10±1.0パルス毎秒以内	30%以上42%以下	600ms以上
20パルス毎秒方式	20±1.6パルス毎秒以内	30%以上36%以下	450ms以上

注1 ダイアルパルス速度とは、1秒間に断続するパルス数をいう。

2 ダイアルパルスメーク率とは、ダイアルパルスの接（メーク）と断（ブレイク）の時間の割合をいい、次式で定義するものとする。

$$\text{ダイアルパルスメーク率} = \{ \text{接時間} \div (\text{接時間} + \text{断時間}) \} \times 100 (\%)$$

3 ミニマムポーズとは、隣接するパルス列間の休止時間の最小値をいう。

別表第二号 押しボタンダイアル信号の条件（第12条第2号関係）

第1 ダイアル番号の周波数

ダイアル番号	周波数
1	697Hz 及び 1,209Hz
2	697Hz 及び 1,336Hz
3	697Hz 及び 1,477Hz
4	770Hz 及び 1,209Hz
5	770Hz 及び 1,336Hz
6	770Hz 及び 1,477Hz
7	852Hz 及び 1,209Hz
8	852Hz 及び 1,336Hz
9	852Hz 及び 1,477Hz
0	941Hz 及び 1,336Hz
*	941Hz 及び 1,209Hz
#	941Hz 及び 1,477Hz
A	697Hz 及び 1,633Hz
B	770Hz 及び 1,633Hz
C	852Hz 及び 1,633Hz
D	941Hz 及び 1,633Hz

第2 その他の条件

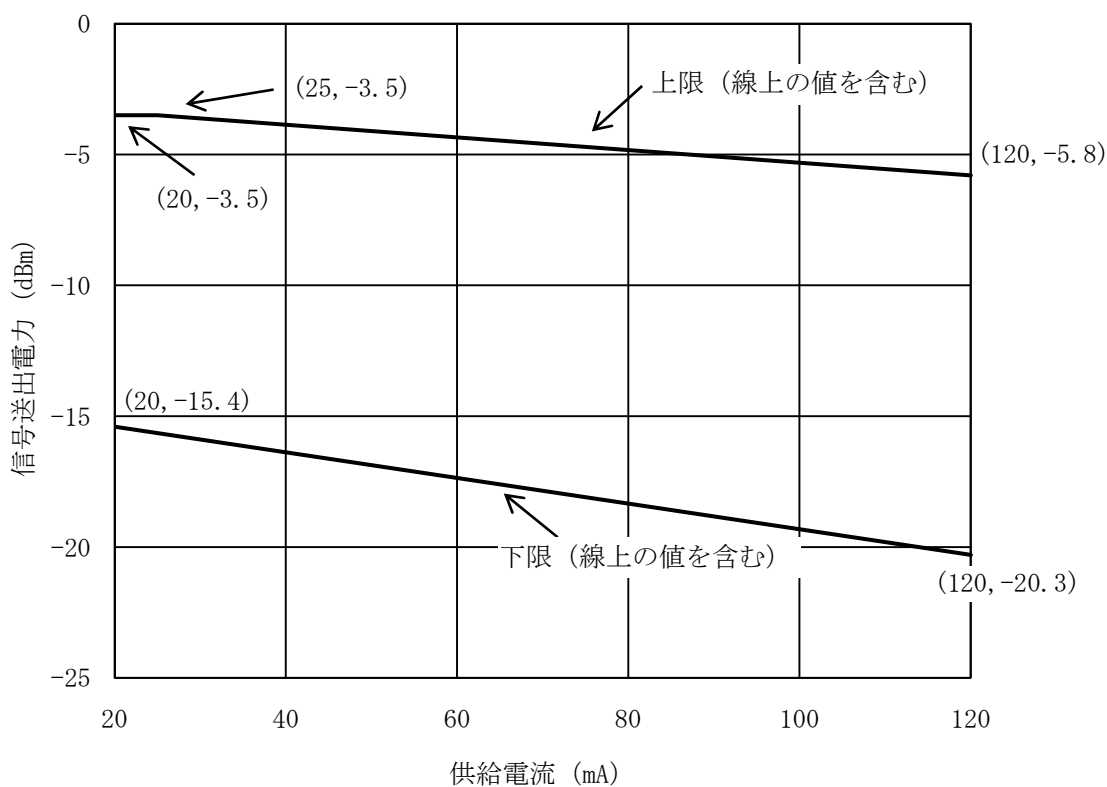
項目	条件	
信号周波数偏差	信号周波数の±1.5%以内	
信号送出電力の許容範囲	低群周波数	図1に示す。
	高群周波数	図2に示す。
	二周波電力差	5 dB 以内、かつ、低群周波数の電力が高群周波数の電力を超えないこと。
信号送出時間	50ms 以上	
ミニマムポーズ	30ms 以上	
周期	120ms 以上	

注1 低群周波数とは、697Hz、770Hz、852Hz 及び 941Hz をいい、高群周波数とは 1,209Hz、1,336Hz、1,477Hz 及び 1,633Hz をいう。

2 ミニマムポーズとは、隣接する信号間の休止時間の最小値をいう。

3 周期とは、信号送出時間とミニマムポーズの和をいう。

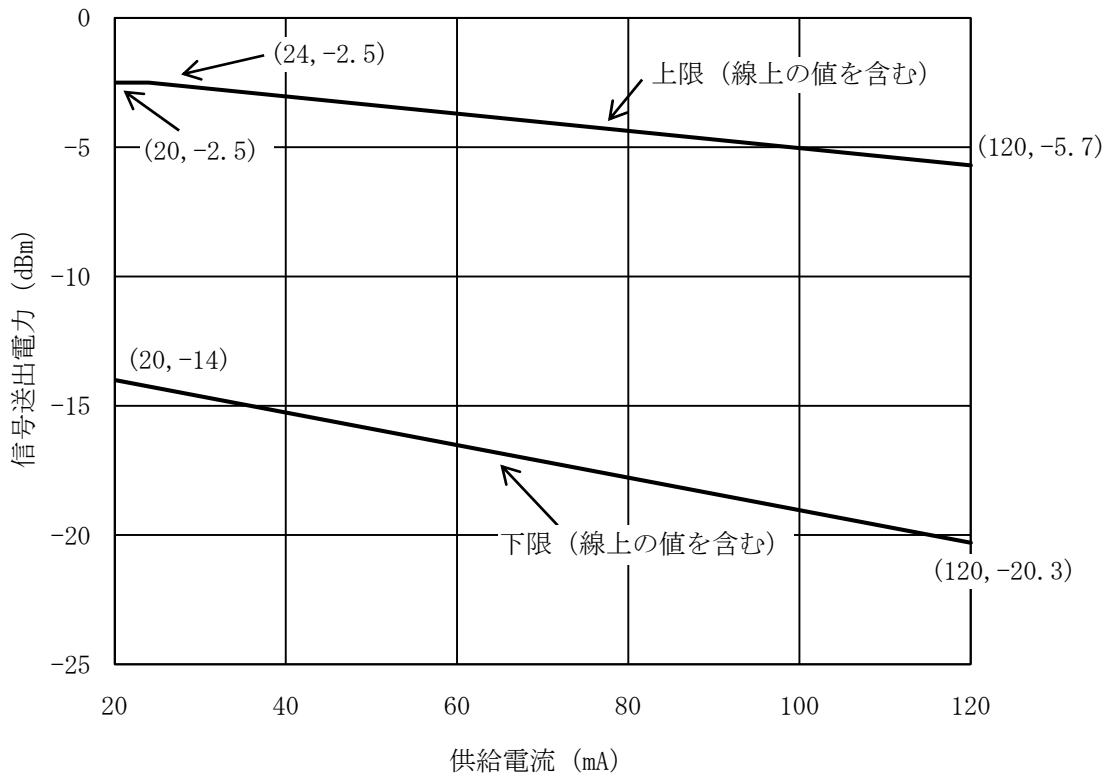
図1 信号送出電力許容範囲（低群周波数）



注1 供給電流が 20mA 未満の場合の信号送出電力は、-15.4dBm 以上-3.5dBm 以下であること。供給電流が 120mA を超える場合の信号送出電力は、-20.3dBm 以上-5.8dBm 以下であること。

2 dBm は、絶対レベルを表す単位とする。

図2 信号送出電力許容範囲（高群周波数）



- 注1 供給電流が 20mA 未満の場合の信号送出電力は、-14dBm 以上-2.5dBm 以下であること。供給電流が 120mA を超える場合の信号送出電力は、-20.3dBm 以上-5.7dBm 以下であること。
- 2 dBm は、絶対レベルを表す単位とする。

別表第三号 アナログ電話端末の送出電力の許容偏差（第14条関係）

項目	アナログ電話端末の送出電力の許容範囲	
4 kHz までの送出電力	- 8 dBm（平均レベル）以下で、かつ、0 dBm（最大レベル）を超えないこと。	
不要送出レベル	4 kHz から 8 kHz まで	-20dBm 以下
	8 kHz から 12kHz まで	-40dBm 以下
	12kHz 以上の各 4 kHz 帯域	-60dBm 以下

- 注1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル（実効値）とする。
- 2 送出電力及び不要送出レベルは、平衡 600 オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。
- 3 dBm は、絶対レベルを表す単位とする。

別表第四号 移動電話端末の送出電力の許容範囲（第 30 条関係）

項目	移動電話端末の送出電力の許容範囲
送出電力	－ 8 dBm（平均レベル）以下で、かつ、0 dBm（最大レベル）を超えないこと。

注 1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル（実効値）とする。

2 送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と移動電話用設備との接続点において、アナログ信号を入出力する二線式接続に変換し、平衡 600 オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

3 dBm は、絶対レベルを表す単位とする。

別表第五号 インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力（第 32 条の 8、第 34 条の 6 関係）

項目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
送出電力	－ 3 dBm（平均レベル）以下

注 1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル（実効値）とする。

2 送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡 600 オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

3 dBm は、絶対レベルを表す単位とする。